

特例販売業の変更の届出に関する手続きの概要

提出書類	1	変更届書	
	2	特例販売業者の氏名を変更したとき (人格の変更は認められない。)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請者が法人であるときは、登記事項証明書)
	3	特例販売業の業務を行う役員の氏名を変更したとき (特例販売業者が法人である場合に限る。)	人格の変更(増員又は交代) <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 新たに業務を行う役員となった者の診断書(有効期限3ヶ月) (届書に届出者として記載した代表者以外の役員については、診断書に代えて疎明書を提出することができる。) 業務を行う役員の範囲を示す書類(組織規定図又は業務分掌表) (変更後の役員が一名のみであるときは、添付を要しない。)
			人格の変更(減員) <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 業務を行う役員の範囲を示す書類(組織規定図又は業務分掌表) (変更後の役員が一名のみであるときは、添付を要しない。)
			婚姻等による氏名の変更 <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書
	4	特例販売業者の住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(申請者が法人であるときのみ)
	5	店舗の名称を変更したとき	なし
	6	店舗の構造設備の主要部分を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> 店舗全体の平面図(正確な縮尺で記載されたもの)
	7	当該店舗において併せ行うその他の業務の種類を変更したとき	なし
8	添付書類省略一覧表 (添付書類の提出を省略しようとするときのみ)		
その他			
提出部数	届書、添付書類とも各1部		
手数料	不要		
備考	変更後、30日以内に提出すること。		
提出及び問い合わせ先	店舗の所在地を所管する保健所		
	安来市、松江市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町1741-3(いきいきプラザ島根3階) TEL: 0852-23-1317	
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	

	TEL : 0854-42-9515
出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL : 0853-21-1185
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL : 0854-84-9806
江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL : 0855-29-5556
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL : 0856-31-9551
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL : 08512-2-9719